

平成26年白老町議会定例会1月会議会議録（第3号）

平成26年 1月31日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時31分

○議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 特別委員会の調査報告について（白老町財政健全化に関する調査特別委員会）

○会議に付した事件

特別委員会の調査報告について（白老町財政健全化に関する調査特別委員会）

○出席議員（12名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
4番 大淵紀夫君	7番 西田・子君
8番 広地紀彰君	9番 吉谷一孝君
10番 小西秀延君	11番 山田和子君
12番 本間広朗君	13番 前田博之君
14番 及川保君	15番 山本浩平君

○欠席議員（2名）

3番 斎藤征信君	5番 松田謙吾君
----------	----------

○会議録署名議員

13番 前田博之君	14番 及川保君
1番 氏家裕治君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	白崎浩司君
教 育 長	古俣博之君
理 事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君

総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総務課長	本間勝治君
生活環境課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	長澤敏博君
教育課長	五十嵐省蔵君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	前田登志和君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日1月31日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第102条の規定により、議長において、13番、前田博之議員、14番、及川保議員、1番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の本会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成26年白老町議会定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により1月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成26年定例会1月会議の運営の件であります。

本定例会1月会議に追加議案として付議され提案された案件は、白老町財政健全化に関する調査特別委員会の委員会報告1件であります。

このことから、1月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎特別委員会の調査報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、白老町財政健全化に関する調査の件を議題に供します。

本件について、白老町財政健全化に関する調査特別委員会より委員会の調査報告書が提出されております。委員長の報告を求めます。

白老町財政健全化に関する調査特別委員会小西秀延委員長。

〔白老町財政健全化に関する調査特別委員会
小西秀延委員長登壇〕

○白老町財政健全化に関する調査特別委員会委員長（小西秀延君） 白老町財政健全化に関する調査特別委員会委員会調査報告について。

本委員会に付託された下記の案件について、その調査を終了したので調査結果を白老町議会委員会規則第 21 条の規定により報告します。

- 1、付託事項、白老町財政健全化に関する調査。
- 2、調査の方法、事務調査及び参考人招致。
- 3、調査の経緯及び日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職氏名、6、参考人の職氏名、7、職務のために出席した者の職氏名は記載のとおりでございます。
- 8、白老町財政健全化プラン（案）の概要。

（1）、財政健全化の取り組み経過。

当町は、平成 19 年に制定された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に規定する「財政再生団体」を回避するため、平成 20 年 3 月に「白老町新財政改革プログラム」を策定し、さらに平成 23 年 3 月に同プログラムの改訂を行いながら、財政健全化に取り組んできた。

平成 19 年から平成 23 年までの対策は、公共下水道事業会計、国民健康保険事業会計の累積赤字額と国民健康保険病院事業会計の不良債務額を解消し、工業団地造成事業会計、臨海部土地造成事業会計、土地開発公社の累積赤字額を総額 20 億 4,000 万円の第三セクター改革推進債（以下「第三セクター債」という。）を借り入れ、2 特別会計の廃止と土地開発公社の解散等の対策を行った。この間の対策額は 25 億 1,000 万円（目標額 25 億 6,000 万円）となっており、目標額をほぼ達成した。

しかし、計画当初から実施してきた職員給与の削減率を平成 22 年 12 月に緩和したことや平成 22 年度に借り入れた第三セクター債の償還が平成 23 年度から始まり、歳出の増加に加え、歳入の減少によって収支の均衡が崩れだし、平成 24 年度の予算編成では自主財源で歳出額を賄うことができず、財政調整基金を取り崩して予算編成しなければならない状況となった。また、平成 24 年度は住民税、固定資産税、普通交付税の歳入欠陥を生じ、補正予算財源が枯渇し、これらの対応として執行予算の一般行政経費の 5%を凍結する事態となった。

平成 25 年度も同様に財源不足額を水道事業会計から借り入れすることで収支均衡を図る予算編成を行っており、収支不足に対応しきれない厳しい状況にある。

町は、過去 2 年間の財政状況の悪化要因について、町税の減少が予測を上回り、歳出に充てる財源が減少し、収支均衡が図れなくなったことが大きな要因とし、財政運営に対する危機感の欠如が招いた財政危機と判断している。

そのため、再度の財政危機から脱却するため、新たな「白老町財政健全化プラン（案）」の立案に至ったものである。

（2）、白老町財政健全化プラン（案）。

白老町財政健全化プラン（案）（以下「健全化プラン」という。）は、計画期間を平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間としている。

目標は、①、収支均衡を図り実質赤字比率、連結赤字比率を発生させない。

②、「公債費負担適正化計画」に基づき実質公債費比率を 18%以下に改善する。

③、世代間の公平の視点から将来への過度な負担を先送りしないよう将来負担率を低下させるとしている。

財政健全化に向けた重点事項は、①、白老町立国民健康保険病院事業、経営改善に取り組み繰出金を縮減、その後、方針の決定。

②、バイオマス燃料化事業、事業を大幅に縮小、補助金等の課題を国と協議。

③、港湾事業、事業計画を延長し、単年度事業の縮小。

④、人件費、職員給与の削減（平均 9.5%）、適正な職員定数の見直し。

⑤、第三セクター等改革推進債、償還期間を 10 年から 15 年に延長。

⑥、事務事業、「事務事業の見直し方針」に基づき、整理合理化、各種施設の見直し。

⑦、補助金、「補助金の見直しに関する基本方針」に基づき、制度の見直し。

⑧、公共施設、「白老町公共施設のあり方を見直し方針」に基づき、整理合理化。

⑨、公共下水道事業、下水道料金の改定（平成 27 年度）の以上 9 項目である。

具体的な健全化対策としては、一般会計の歳入対策 7 項目、歳出削減対策 8 項目、特別会計・企業会計の対策 10 項目を示し、対策後の財政収支は、プラス・マイナス・ゼロの見通しとしている。

9、調査結果に基づく意見、本委員会は事務調査、参考人の招致、委員間の自由討論を経て健全化プランに対し、以下の意見を報告するものである。

（1）、第 1 章、これまでの財政健全化への取り組みと新たな財政健全化の必要性。

財政危機は、政策判断の誤りであるとする強い意見がある。2 度目の財政危機に陥った原因の明確化とその行政責任を認め、反省の姿勢を打ち出すべきである。そのことが最も重要であり、その上で本健全化プランの実施に対し理解を求めるべきである。

さらに、健全化プラン実施後の本町の将来像を示し、町民に理解を求めることをしなければ、町民にとって不安・不信が払拭できず、財政健全化の先にあるまちづくりの目標を見失うこととなる。

また、これまでの議会に対する説明や情報の共有に関しても行政の姿勢として欠如していたことを強く指摘したい。

（2）、第 2 章、財政健全化に向けた基本方針。

①、計画期間。7 年間の計画はやむを得ないものとする。しかし、今後の財政問題を考えるとき、人口減少が進むことが最も懸念されることから、財政健全化と同時並行で対策を検討すべきである。

②、計画の位置づけと性格。総合計画、今後計画される実施計画等、他の計画との整合性が不可欠であり、特に重点事項等で大きな方向転換においては総合計画の見直しが必要となるの

は言うまでもなく、逐次、議会に対する説明を求めるものである。

③、健全化プランの見直し時期。2度目の財政危機に陥った反省から社会情勢・経済状況等の著しい変化がなくとも必ず毎年検証を行い、その状況を公表するとともに議会に報告すべきであり、議会としてもチェック機能を発揮し、健全化プランの実効性を高めるべきものと判断する。

(3)、第3章、財政健全化に向けた重点事項。

①、白老町立国民健康保険病院事業。町立病院の経営状況が、このままの状況であれば「原則廃止」の考え方が出され、その見極めは1年としているが、町民の健康を守るため地域医療を確保することは重要な政策であり、公的役割を考慮するなど町民ニーズに即した病院の方向性を早期に示すべきである。また、その間の病院経営にあたっては、病院長みずから策定した経営改善計画の目標達成に取り組み、一般会計からの繰出金の削減に努めるべきである。

②、バイオマス燃料化事業。健全化プランの中でバイオマス事業の当初計画における財政効果を達成できない原因とこれまでの経緯を明らかにし、行政としての説明責任を果たし、その上で町民理解を得る必要がある。本委員会での議論を通し、行政は当該施設の運転規模縮小について、さらに見直しを行い、追加説明を行った。運転規模縮小(案)による稼働については、人員体制等の効率化を図り、運転経費の削減について本健全化プランに明記する必要がある。また、国等との当該施設の見直しに係る協議は、スピード感をもって進めるべきである。

③、港湾事業。港湾事業についてもこれまでの経緯を町民に説明し、理解を得るべきである。荷役施設などの整備は凍結としているが、白老港貨物荷捌施設の基本設計が行われており、同施設計画の凍結と記載すべきである。また、第3商港区の今後の整備については、推進すべきであるとする意見、凍結すべきであるとする意見に分かれ、本委員会としての意思を示すには至らなかった。第3商港区の利用計画を早急に見直し作成し、どのような港を目指すのか将来展望を示す必要がある。その上で、財政面と将来展望を考慮した方針を出すべきである。

④、人件費。町職員の給与は本来であれば正当な額が支給されるべきと考えるが財政状況、町民の所得の低下による格差、健全化プラン上における効果額が約4割に至ることなど、実施せざるを得ない状況であると判断するものである。財政が好転した際には削減率の緩和等を考慮すべきであるが、平成22年に実施した削減率の緩和が、2度目の財政危機を招いた一因でもあり、健全化プラン全体の進捗状況、町民サービスとの整合性、町民との収入格差などを考慮し、慎重に判断すべきである。また、職員定数(再任用職員を含む。)は、人口、財政規模等を基に定員管理計画を作成するとともに、嘱託職員・臨時職員数の適正化も図るべきである。

⑤、第三セクター等改革推進債。本健全化プランにおいて第三セクター債の10年から15年への償還期間延長は重要な項目であると認識する。さらなる償還期間20年への延長も視野に検討すべきである。ただし、償還期間の延長は、単年度の公債費を抑制する手法として有効と考えるが財政の根本が変わるものではない。

⑥、事務事業。ア、事務事業の見直し方針。基本的な視点、考え方は理解できるところであるが、見直しに際しては弱者対策等慎重に対応すべきである。特に、町民の安心・安全に関する

る事業については、単に廃止するのではなく代替案を明確にすべきである。

イ、内部管理経費の見直し。厳しい取り組みになるが、おおむね理解できるものである。清掃業務委託の見直し、消費税等の効果額が平成 27 年となっているが、実施できるものは早期に実施すべきである。

ウ、事務事業の整理合理化。事務事業の整理合理化は直接町民生活に影響を及ぼす項目である。町民の安心・安全、特に弱者・高齢者に配慮したものとすべきである。

エ、各種施設の見直し。体育施設などで見直しを早期にできるものは検討すべきである。また、総合保健福祉センター入浴施設の廃止は、自宅にお風呂のない町民に多大な影響を及ぼすことが懸念される。そのような低所得者、高齢者に一定の配慮を検討すべきである。

⑦、補助金。「補助金の見直しに関する基本方針(案)」は一定の理解ができるところである。しかし、各論では体育協会における指定管理業務や委託事業、社会福祉協議会の役割と事業など外郭団体の委託事業のあり方を見直しを抜本的に行うことが必要であり、廃止するイベント補助は、事業費補助に変わる場合もあるとしているが、公平性、明確化の点で懸念を抱くものである。また、教育・福祉の分野における文化団体、福祉団体等の少額補助団体の活動縮小により、町民活力の著しい劣化につながる懸念などがあげられる。「補助金見直し判定フロー」の慎重かつ実効的な運用が求められるものである。さらに、各種施設の利用状況の再検討や、国・道の補助金の情報収集の強化とその情報の町民・各種団体への提供、補助申請に対する支援等を強く望むものである。

⑧、公共施設。「公共施設のあり方を見直し方針(案)」の基本的運用は理解するが、各論において次のとおり指摘するものである。

ア、「地区協議会」が、課題・目的に対し、役割と機能を果たすことができる組織となるよう行政が努力すべきであり、地区振興計画の策定に当たっては、担当部局、地域担当職員間で十分検討を行い進めるべきである。また、「地域担当職員」制度の役割と機能を早期に明確化して取り組むべきである。

イ、公共施設の存続、統廃合等の計画には、施設の再利用や解体等の考えなど既存施設の方向性についても明らかにすべきである。

ウ、公共施設は、災害時の避難所としての役割もあることから、見直しに当たって、防災計画との整合性を図るべきである。

⑨、公共下水道事業。下水道料金は前回見直し時に、固定資産税の超過税率導入・水道料金の値下げなどの改定時に据置かれた経緯がある。現在も他町村との料金比較において高額な順位に位置することから、料金改定に当たっては、慎重に検討すべきである。

(4)、第4章、具体的な健全化対策。

①、一般会計。ア、歳入の確保。歳入については、平成 24 年度に歳入欠陥を生じた経緯から、慎重かつ確実な予算編成が望まれる。「入るを量りて出づるを制す」の観点を重視し、減少する自主財源の確保にも努力を望むものである。歳入全般で下記の意見を付記する。

○現行の財政改革プログラムからの対策で口座振替の積極的な勧奨、コンビニ収納の実施検

討などが未実施となっている。効果が認められるのであれば、積極的に導入すべきである。

○ふるさと納税については現行の手法を見直し、さらに町内出身者以外からも広く理解を得られる制度を構築する必要がある。

○公営住宅、サンコーポラスの入居率の向上を目指し、使用料の増加を図ること。

○平成27年度に実施予定の使用料・手数料の見直しについては、ライフサイクルコストの導入は評価するが、町民が利用しやすい環境の整備も考慮し検討、実施すべきである。

○今後の検討課題として法定外普通税の検討も視野に入れるべきである。

イ、歳出の削減。歳出については、財源不足が予想されることから、限られた財源でより効果的、効率的な事業展開が望まれるものである。そのためには事業選択会議等が重要な役割を果たすと考えられ、事業の必要性を判断する体制を早期に構築することが望まれる。また、重点事項の補助金の項目において記載したが、事業全般において、国・道の補助金を最大限活用できるような対策を講じ、予算の有効活用が望まれる。そのほか重点事項で記載した以外、下記の意見を付記する。

○特別養護老人ホーム事業では、入所率が下がっており、ショートステイの受け入れ方法など運営方法の見直しが必要である。指定管理者と十分協議の上、入所率の向上を図り、一般会計からの繰出金を抑制すべきである。

○港湾機能施設事業は一般会計から約2,600万円の繰り出しを受けていることから、(7)の繰出金の適正化に港湾機能施設事業の取り組みを明記し、繰出金の抑制を図る対策に力を注ぐべきである。

②、特別会計。特別会計では上記に一部記載したが、(4)、港湾機能施設事業での上屋利用率の減少が今後も懸念される状況で「一般会計からの繰出しが増額」と記されているが、増額にならない対応が必要である。文言を整理し、不足すれば繰り出しするというような受けとめ方にならないように記載すべきである。

(5)、第5章、財政健全化プラン実施後の財政見通し。

収支見通しについては、歳入歳出差引額がゼロであり財政調整基金は7年間積み立てない見通しとなっている。少額でも財政調整基金に積み立てすべきであり、財政運営上の基本であると考えられる。長期的観点に立った健全な財政運営が求められているなかであって、経済情勢の変動、災害、緊急的な事業等の財源として使用する財政調整基金を一定額確保することは当然のことであり、財政調整基金について、項目を立てて、その考え方を整理・記載すべきである。

(6)、第6章、今後の課題。

各種公共施設・土木施設の改修等は本健全化プランには反映されていない。しかしながら、これらの施策は今後も重要な課題であり、かつ、町にとって必要不可欠な事業である。プラン遂行中において、可能な限り、計画・実行を模索していく必要がある。また、ライフサイクルコストの導入についても、これまでの財政運営の反省から重要な事項であり、維持補修の経費概念を重視する必要性も大きい。将来の解体費用等を確保することは、現状では困難な状況にあるものの、長寿命化、耐震化、統廃合とともに検討し対応策を検討すべきである。

以上のとおり、本特別委員会において慎重審議の上、報告するものであり、財政健全化プランの成案化に当たっては、十分尊重されることを望むものである。また、平成19年の財政危機において、二度と繰り返さないという努力のもとに財政健全化を進めてきたものであるが、2度目の財政危機に陥ったことは、町民の信頼を失うものである。町長はじめ、全職員が一体となって、この難局を乗り切る固い決意のもと、町民の信頼回復を図り、一日も早い健全な財政と将来に夢の持てるまちづくりに邁進されたい。

議会においては、2度目の財政危機に対し、チェック機能が十分果たされてきたか、議会の役割とその責任を含め、十分、反省しなければならないものである。

○議長（山本浩平君） 財政健全化に関する調査特別委員長の報告がありました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって白老町財政健全化に関する調査特別委員会の調査報告は、報告済みといたします。

お諮りいたします。

これで、白老町財政健全化に関する調査を終了いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、白老町財政健全化に関する調査を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日2月1日から3月31日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 前 田 博 之

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 氏 家 裕 治